高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 28 年４月 19 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１.［２］⑴⑤ロに、次を加える。

⑷　高速自動車国道中央自動車道西宮線の集中工事に伴う料金調整

イ）料金の調整を行う自動車

ニ）Ａ及びＢに定めるインターチェンジ相互間を、高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線の門真ジャンクションから守口ジャンクションまでの区間並びに一般国道１号（第二京阪道路）のＡ区間の一部、Ｂ区間及びＣ区間を経由して連続して通行するＥＴＣ車

ロ）料金調整

Ａ　高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線の門真ジャンクションから吹田インターチェンジ間及び一般国道１号（第二京阪道路）のＣ区間の通行料金（以下「均一料金」という。）を「０円」とする。

Ｂ　イ）に定める自動車のうち、ニ）Ａに定めるインターチェンジ相互間を通行した場合の均一料金以外の通行料金は、ニ）Ａに定めるインターチェンジ相互間の通行料金を上限とする。

ハ）実施期間

平成28年５月30日から平成28年６月11日までとする。

ニ）実施区間

Ａ　高速自動車国道中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ以東の各インターチェンジと高速自動車国道中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジから西宮インターチェンジまでの各インターチェンジ又は高速自動車国道中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジ以西の各インターチェンジ相互間

Ｂ　高速自動車国道中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ以東の各インターチェンジと高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線の守口ジャンクション、摂津北インターチェンジ又は吹田インターチェンジ相互間

ホ）その他

１.［２］⑵割引制度の各割引については、ロ）に定める料金調整を実施した料金の額に対して適用する。

１.［２］⑵⑳に、次を加える。

⑷　企画割引「東九州自動車道の開通に伴う割引」

イ）割引をする自動車

東九州自動車道の豊前インターチェンジ又は一般国道10号（椎田道路）の椎田インターチェンジを流入又は流出し、かつニ）に定める区間を通行する全自動車。

ただし、中国縦貫自動車道の六日市インターチェンジ以東の各インターチェンジ又は山陽自動車道吹田山口線の大竹ジャンクション以東の各インターチェンジとの相互間を通行する場合は除く。

なお、上記にいう「ニ）に定める区間を通行」とは、インターチェンジ相互間の経路が複数あり、かつ次のいずれかに該当する通行をいい、実際の走行経路にかかわらず当該区間を通行したものとみなす。

Ａ　各経路毎に算出した料金の額のうち当該区間を含む経路の料金の額が最も低い額（以下「開通後最安料金」という。）となるインターチェンジ相互間の通行

Ｂ　各経路毎に算出した料金の額のうち当該区間を含まない経路の料金の額が最も低い額（以下「開通前最安料金」という。）となるインターチェンジ相互間の通行において、当該区間を含む経路の料金の額からロ）Ａに定める割引額を減じた後の額が、開通前最安料金を下回る額（以下「開通後割引後料金」という。）となる通行

ロ）割引額

イ）に定める自動車の一の通行に、次のとおり割り引くものとする。

Ａ　イ）Ａに該当する場合には、次表の額（単位：円）とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
160	170	190	240	340

Ｂ　イ）Ｂに該当する場合には、開通前最安料金から開通後割引後料金を減じた額とする。

ハ）実施する期間

平成28年４月24日から平成28年８月31日までとする。

ニ）適用区間

東九州自動車道の椎田南インターチェンジから豊前インターチェンジまでの区間

ホ）その他

１.［２］⑵割引制度の各割引については、本割引を適用した後の料金の額に対して割引を適用する。

１.［２］⑶のうち、「平成28年４月19日」を「平成29年４月19日」に改める。

弁理士登録公告

平成28年４月１日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
４月１日	20561	坂田　憲治

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由

登録抹消者なし

弁理士数　10,872名

（平成28年４月１日現在）

平成 28 年４月 19 日　　日本弁理士会